

保護者様

滋賀県立草津養護学校
校長 左谷 光夫

<出席停止について>

学校保健安全法の規定により、お子様が下記の疾病に罹患した場合は、出席停止の取扱いをいたしますので、下記証明書を学校へご提出ください。

なお、学校保健安全法の規定により、疾病ごとに出席停止の期間が下記のように決められています。

* 第2種

疾病名	学校を休む期間（あくまで目安です）
インフルエンザ 鳥インフルエンザ（H5N1）を除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	紅斑性の発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	病状により医師において、伝染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において、伝染の恐れがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで

* 第3種の疾病は治癒するまで。

ただし、症状により医師が伝染病予防上支障ないと認めた時はこの限りではありません。

* インフルエンザについては流行期があり、出席停止証明書は不要です。医師の判断もしくは上記の期間の出席停止になります。必ずご連絡ください。

* 新型コロナウイルス感染症については、出席停止証明書は不要です。医師の判断もしくは上記の期間の出席停止になります。必ずご連絡ください。

..... キ リ ト リ

出席停止証明書

滋賀県立草津養護学校

小・中・高 年 組 氏名

「疾患名」

「出席停止期間」 自 令和 年 月 日 から
至 令和 年 月 日 まで期間

令和 年 月 日 上記のとおり証明します。

医療機関（医師）名